

加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する 我が国の主なコメント案

1 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する我が国の主なコメント案

- 1 植物検疫措置のための品目基準 . . . 1～5 頁
- 2 ISPM12「植物検疫証明書」の再輸出に関する改正 . . . 6～8 頁
- 3 植物検疫における監査 (Audit) . . . 9～11 頁
- 4 ISPM5「植物検疫用語集」の改正 . . . 12 頁
- 5 ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書 . . . 13～14 頁

2 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する我が国の主なコメント案

- 1 ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書 . . . 15 頁

1 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する 我が国の主なコメント案

1 植物検疫措置のための品目基準

背景（パラ 44）

【コメント案】

[44] The purpose of this standard is to provide guidance on the development and use of commodity standards. Such standards, presented as annexes to this standard, are designed to support the development of phytosanitary import requirements that facilitate safe trade.

（仮和訳）

[44] この基準の目的は、品目基準の 作成及び 使用に関するガイダンスを提供することである。この基準の附属書として提示される基準は、安全な貿易を促進する植物検疫輸入要件の作成を支援するように設計されている。

【理由】

本 ISPM 案は、個別の品目基準の「使用（use）」だけでなく、掲載される有害動植物の措置の選定基準など、「作成（development）」についてのガイダンスも提供しているため。

2.3 有害動植物（パラ 83）

【コメント案】

[83] This section includes a list or lists of pests that are known to be associated with the commodity described. Criteria for inclusion of pests include the availability of an appropriate PRA, or other technical justification, and regulation by at least one contracting party. Where necessary, the sources of information that an organism was determined as a pest in a PRA or others should be made available to evaluate whether the determination is supported by scientifically sound rationale, when the Technical Panel on Commodity Standards or any contracting party requests so. The list or lists of pests are presented in tabular format with the corresponding options for phytosanitary measures (see below).

（仮和訳）

[83] このセクションには、説明された品目に関連することが知られている有害動植物リストが含まれる。有害動植物を含めるための基準には、適切な PRA の入手可能性、又はその他の技術的正当性、及び少なくとも 1 つの締約国による規制が含まれる。必要に応じて、生物が PRA またはその他において有害動植物であると決定されたという情報源は、その決定が科学的な根拠によって支持されているかどうかを評価するために、品目基準に関する技術パネル又は締約国が要求したときに入手できるようにする必要がある。有害動植物リストは、対応する植物検疫措置の選択肢とともに表形式で提示される（以下を参照）。

【理由】

有害動植物リストに含めるかどうかの判断基準として、「適切な PRA の入手可能性」が必要であると考え。国によっては、PRA を実施しているが、適切に判断していない事例がある（例えば、採種植物へは感染するが種子伝染性でない病害虫を種子の対象病害虫としたり、ほ場のトラップに捕獲された情報だけで植物への加害情報を確認せずに対象病害虫としたり、実験上のホスト情報のみで対象病害虫としている事例など）。

PRA においては、信頼性のある情報に基づき判断しているか、また、信頼性のある情報でも正しく解釈して判断しているか等が重要となるため、対象品目に対する病害虫と判断した際に利用された情報を検証するため、技術パネルや締約国が要求したときに入手できるようにすべきと考える。

4. 品目基準へ措置を規定するための基準（パラ 97、110 の後、及び 113 の後）

【コメント案】

[96]4. Criteria for Inclusion of Measures in Commodity Standards

[97]A measure is considered for inclusion in a commodity standard by the Technical Panel for Commodity Standards when it is, or has been, set as a phytosanitary import requirement by at least one contracting party (and hence in operation between at least two contracting parties) or when included in at least one bilateral arrangement. Inclusion in the standard is further supported if one or more of the following criteria are met:

- [98]Experience from use in trade indicates that the measure is effective. For example:
 - [99]interception data indicate that the measure is effective
 - [100]the measure is, or has been, used extensively
 - [101]the measure has been successfully used to manage non-compliant consignments
 - [102]information from plant health certification schemes indicate that the measure is effective.
- [103]Experience from domestic use indicates that the measure is effective. For example:
 - [104]the measure has been used extensively in relation to domestic movement of commodities
 - [105]the measure has been used successfully in outbreak management and suppression
 - [106]results from eradication programmes indicate that the measure is effective
 - [107]information from plant health certification schemes indicate that the measure is effective
 - [108]best management practices for the measure are available.
- [109]Experimental evidence indicates that the measure is effective. For example:
 - [110]private or public sector research indicates that the measure is effective.
after[110] experimental data (e.g. efficacy level) indicates that the measure is effective.
- [111]Information from PRAs (pest risk management options) or, where applicable, from another comparable examination and evaluation of available scientific information, indicates that the measure is effective.
- [112]Adopted ISPMs exist that are relevant to the pests or commodities.
- [113]Regional standards exist that are relevant to the pests or commodities.

after[113] The information which the inclusion of the measure is decided based on is provided in a commodity standard so that countries can use the information as reference when considering the measures to be adopted.

（仮和訳）

[96] 4. 品目基準へ措置を規定するための基準

[97] 措置は、少なくとも1つの締約国が植物検疫輸入要件として設定されている場合（したがって、少なくとも2つの締約国間で運用中）、又は少なくとも1つの二国間協定に規定されている場合、品目基準に含めるか 品目基準に関する技術パネルにより 検討される。以下の基準の1つ以上が満たされている場合、基準に含めることはさらに支持される。

- [98] 貿易での利用実績は、措置が効果的であることを示している。例えば、
- [99] 阻止のデータは、措置が効果的であることを示している
- [100] 措置は、広く使用されている

- [101] 措置は、不適合の積荷の管理に成功している
- [102] 植物衛生証明制度からの情報は、措置が効果的であることを示している
- [103] 国内での利用実績は、措置が効果的であることを示している。例えば、
- [104] 措置は、品目の国内移動に関連し、広く使用されている
- [105] 措置は突発的発生の管理と抑制に成功している
- [106] 根絶計画の結果は、措置が効果的であることを示している
- [107] 植物衛生証明制度からの情報は、措置が効果的であることを示している
- [108] 措置の最適な管理方法が利用可能である
- [109] 実験結果は、措置が効果的であることを示している。例えば、
- [110] 民間又は公的な研究は、措置が効果的であることを示している
- [110]後 実験データ（効果レベルなど）は、措置が効果的であることを示している
- [111] PRA（病害虫リスク管理の選択肢）からの情報又は、適当な場合、入手可能な科学的情報による他の同等な検討及び評価は、措置が効果的であることを示している。
- [112] 有害動植物又は品目に関連する採択された ISPM が存在する。
- [113] 有害動植物又は品目に関連する地域基準が存在する。

[113]後 各国が採用する措置を検討する際に参考として利用できるように、措置に含むことを決定した基となる情報は品目基準に記載される。

【理由】

品目基準にどの措置を掲載するかどうかは「品目基準に関する技術パネル」が検討するため、「品目基準に関する技術パネル」を追加。

実験結果が措置の効果的であることを示す例としては、効果レベルなどの実験データが有用であると考えため、「実験データ（効果レベルなど）は、措置が効果的であることを示している」を追加。

また、各国が措置を検討する際の参考にするため、措置に関する情報を品目基準に掲載することを提案する。

5. 措置の信頼性（パラ 115 から 127）

【コメント案】

[115] ~~5. Confidence in Measures~~

[116] ~~Measures are evaluated by the Technical Panel on Commodity Standards and categorized according to confidence in the measure. There are three categories — high, medium and low — and each category is accompanied by an explanatory description. These categories may be based on factors such as:~~

- [117] ~~the presence of the measure in an adopted ISPM~~
- [118] ~~the presence of the measure in a regional standard~~
- [119] ~~the history of the use of the measure by contracting parties~~
- [120] ~~the history of the use of the measure by the private sector~~
- [121] ~~the inclusion of the measure in a PRA~~
- [122] ~~the number of PRAs that include the measure~~
- [123] ~~the number of years that the measure has been in use~~
- [124] ~~reports of success or failure of the measure, including interception data~~
- [125] ~~the volume or frequency of traded commodities subjected to the measure~~
- [126] ~~the availability of quantitative or qualitative analyses pertinent to the measure~~
- [127] ~~the number and diversity of countries applying the measures.~~

（仮和訳）

[115] ~~5. 措置の信頼性~~

[116] ~~措置は、品目基準に関する技術パネルによって評価され、措置の信頼性に従い分類される。高、中及び低の3つの分類があり、各分類に関する説明も一緒に記載される。これら分類は、例えば以下の要素に基づく場合がある。~~

- [117] ~~採択されたISPMにおける措置の存在~~
- [118] ~~地域基準における措置の存在~~
- [119] ~~締約国による措置の利用履歴~~
- [120] ~~民間部門による措置の利用履歴~~
- [121] ~~PRAへの措置の規定~~
- [122] ~~措置を含むPRAの数~~
- [123] ~~措置が利用されている年数~~
- [124] ~~検出データを含む、措置の成功又は失敗に関する報告~~
- [125] ~~措置の対象となる品目の貿易量又は頻度~~
- [126] ~~措置に関連する定量的又は定性的分析の入手可能性~~
- [127] ~~措置を採用している国の数及び多様性~~

【理由】

本基準には、温度処理、無発生地域、システムズアプローチなど様々な種類の措置が掲載されることが想定さる。これら措置の信頼性を画一的かつ客観的に3分類（高、中、低）に分けることは困難であり、恣意的な評価は避けられないため、措置の信頼性に基づく分類分けについて記載した本セクションを削除する。

2 ISPM12「植物検疫証明書」の再輸出に関する改正

6.1.2 積荷の再こん包、保管、分割、又は混合（パラ 229）

【コメント案】

[225] When a consignment is imported into a country, then exported to another, the NPPO of the country of re-export, ~~on request from exporters~~ may issue a phytosanitary certificate for re-export³ (~~see model in Annex 2~~) only if all of the following requirements are met:

[227] All the plants, plant products or other regulated articles of the consignment for re-export have been imported.

[228] All the plants, plant products or other regulated articles of the consignment for re-export are covered and accompanied by an original phytosanitary certificate (or phytosanitary certificates) for export or a certified copy (or certified copies).

[229] The plants, ~~or~~ plant products or other regulated articles of the consignment for re-export have not been grown, or processed to change their nature, in the country of re-export.

（仮和訳）

[225] 積荷がある国に輸入され、その後別の国に輸出される場合は、再輸出国の NPPO は輸出者の要請に応じて、次の要件がすべて満たされている場合にのみ、再輸出のための植物検疫証明書（附属書 2 の様式参照）を発給できる。

[227] 再輸出のための積荷の植物、植物生産物、又はその他の規制品目はすべて輸入されたものであること。

[228] 再輸出のための積荷の植物、植物生産物、又はその他の規制品目はすべて対象となる輸出のための植物検疫証明書原本 1 通（又は複数通）又は認証謄本 1 通（又は複数通）が付属されていること。

[229] 再輸出のための積荷の植物、又は植物生産物、又はその他の規制品目は、再輸出国においてその性質を変更するための栽培または加工されていないこと。

【理由】

パラグラフ 227 及び 228 でも要件は「植物、植物生産物又はその他の規制品目」を対象としており、「規制品目」に含まれる中古農機などであっても、（分解などの）加工によりその性質が変更することは考えられる。

（参考）ISPM 5「規制品目」の定義：

特に国際輸送に関係して、有害動植物が宿り、又はまん延する可能性のある植物、植物生産物、貯蔵所、包装、運搬機関、コンテナ、土壌その他の生物、物、及び材料であって、植物検疫措置が必要とみなされるもの

6.1.2 積荷の再こん包、保管、分割、又は混合（パラ 241）

【コメント案】

[241] ~~A Re-export phytosanitary certificate for re-export ion~~ may still be ~~issued performed~~ if the consignment has been repacked, reloaded, stored, split up, or combined with other imported consignments or repackaged, provided that it has not been exposed to infestation or contamination by pests. If a possible risk of infestation or contamination is identified, an additional inspection or test should be carried out to verify that the consignment has not been exposed to infestation or contamination by pests.

（仮和訳）

[241] 再輸出のための植物検疫証明書は、積荷が再こん包され、積み替えられ、貯蔵され、分割され、又は他の輸入された積荷と混合された場合でも、有害動植物による寄生や汚染にさらされていなかったことを条件として、依然として発給する行うことができる。寄生又は汚染の可能性のあるリスクが特定された場合は、積荷が有害動植物による寄生又は汚染にさらされていなかったことを確認するために、追加の検査又は検定を実施するべきである。

【理由】

再輸出する積荷が有害動植物による寄生又は汚染にさらされていないことを確認するための手段としては、検査だけでなく、検定も想定される。

（参考）ISPM5「植物検疫用語集」における検査及び検定の定義

検査：有害動植物が存在しているかどうかを決定するため、又は植物検疫規則に適合していることを決定するための、植物、植物生産物又はその他の規制品目の公的な目視検査

検定：有害動植物が存在するか判定し、有害動植物を同定し又は特定の植物検疫要件に適合していることを判定するための、植物、植物生産物、あるいはその他の規制品目の目視以外の公的な試験

6.2 特定の再輸出事例における輸出のための植物検疫証明書の発給に関する考察（パラ 253）

【コメント案】

[253] ~~Additional declarations from the original phytosanitary certificate or its certified copy may be transferred to the phytosanitary certificate for export to attest compliance with phytosanitary import requirements of the country of destination (e.g. growing season inspection, soil testing) that cannot be met by the country of re-export. Documents such as the original phytosanitary certificate or its certified copy may be attached to the phytosanitary certificate for export if they contain information from the country of origin that was used to complete the phytosanitary certificate for export. In such case, the number of phytosanitary certificate for export by the country of origin may be provided in the additional declaration section of the phytosanitary certificate for export.~~

（仮和訳）

[253] ~~植物検疫証明書の原本又はその認証謄本からの追加記載は、再輸出国では満たすことができない仕向国の植物検疫輸入要件（例えば生育期検査、土壌検診）に適合していることを証明するために、輸出植物検疫証明書に転記される場合がある。輸出植物検疫証明書を完成するために使用された原産国からの情報が含まれている場合、植物検疫証明書の原本又はその認証謄本などの文書を、輸出植物検疫証明書に添付することができる。そのような場合、原産国による輸出植物検疫証明書番号を輸出植物検疫証明書の追記欄に記載することができる。~~

【理由】

再輸出する国が通常の輸出植物検疫証明書（PC）を発給する場合も、原産国 PC の追記を転記すべきでないと考える。

パラ 246 に「再輸出植物検疫証明書（Re-PC）の追記は再輸出国の活動に基づくべきであり、原産国の PC の追記を転記すべきではない」とされているが、通常の PC の発給の場合にあっても同様であると考ええる。

輸入国が原産国の PC の追記を確認する必要がある場合は、原産国の PC 原本または謄本を添付すればよい。その場合、輸入国で照合できるようにするため、原産国 PC の PC 番号を再輸出国が発給する PC の追記欄に記載することが望ましい。

3 植物検疫における監査 (Audit)

適用範囲 (パラ 29)

【コメント案】

[29] Audit is a documented process and one of verification procedures. Audit in the phytosanitary context is a systematic examination of a process to determine whether it conforms with the phytosanitary requirements set by a national plant protection organization (NPPO). This standard covers audits in the phytosanitary context conducted by the NPPO in its own territory, or with and in the territory of another NPPO, and audits conducted by entities that have been authorized by the NPPO to conduct audits on its behalf in its territory.

(仮和訳)

[29] 監査は検証手続きのうちのひとつで文書化された手順である。植物検疫における監査は、国家植物防疫機関 (NPPO) によって設定された植物検疫要件に適合するかを判断する、手続きの体系的な調査である。この基準は、NPPO が自国の領域内または他国の NPPO の領域内で実施する植物検疫における監査、及びその地域で NPPO の代理として監査を実施するため権限付与された実施主体が実施する監査を対象とする。

【理由】

他の様々な ISPM で、「検証 (verification)」及び「監査 (Audit)」が混在しており、類似の行為として使用されている。「監査」の範囲を明確化するため、「監査」は「検証手続き」のうちのひとつで文書化された手順であることを明記する。

2. 監査の種類（パラ 56 及び 57）

【コメント案】

[56] A system audit is a comprehensive review of ~~a~~an entire system or procedure to assess its effectiveness and conformity with established phytosanitary requirements. It is conducted to determine if the system or procedure is designed to achieve its objectives and if the auditee has sufficient capability to implement the system or procedures. In general, it may be done initially before authorizing an entity or a new process, or it may be done where necessary.

The scope of a system audit may include an entire system from production to export, a system of a particular entity, or particular processes and procedures relevant to a phytosanitary system.

[57] A verification audit is ~~a comprehensive~~ a focused review of ~~particular elements of a~~ an entire system or procedure through especially reviewing its particular elements to indicate its effectiveness and conformity with established phytosanitary requirements. It is conducted to determine if the system or procedure is properly being implemented and maintained. It may be conducted periodically (at either regular or random intervals) or non-periodically (as a result of certain triggers).

（仮和訳）

[56] システム監査は、システムまたは手続き 全体 の有効性と確立された植物検疫要件への適合を評価するための包括的な確認である。システムまたは手続きがその目的を達成するように設計されているかどうか、および被監査者がシステムまたは手続きを実施する十分な能力を持っているかどうかを判断するために行われる。一般に、実施主体または新しいプロセスを承認する前の最初に行うことも、必要に応じて行うこともできる。 システム監査の対象には、生産から輸出までのシステム全体、特定の実施主体のシステム、又は植物検疫システムに関連する特定の手順と手続きが含まれる場合がある。

[57] 検証監査は、システムまたは手続き 全体 の有効性と確立された植物検疫要件への適合を示唆するための 特に特定の要素の確認を通じた 特定の要素の包括的な 確認であり、システムまたは手続きが適切に実施および維持されているかどうかを判断するために行われる。 定期的（定期的またはランダムな間隔）または不定期的（特定のきっかけの結果）に実施される場合がある。

【理由】

「システム監査（system audit）」と「検証監査（verification audit）」の違いが不明確であることから、具体的な要件を追加する。

10. 紛争解決（パラ 125）

【コメント案】

[125] The process for settlement of disputes ~~may should~~ be established in advance of audits, as part of establishing the audit framework.

（仮和訳）

[125] 紛争解決手続は、監査の枠組みの確立の一環として、監査に先立って確立される 場合があるべきである。

【理由】

監査者及び被監査者による協議により解決し、紛争解決手続を必要としない事例も多く想定されるため、必ずしも紛争解決手続を事前に確立する必要はないと考える。

4 ISPM5「植物検疫用語集」の改正

コメントなし

5 ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書

- ①「フォールスコドリリングモスに対するオレンジの低温処理」
処理スケジュール（パラ 37）
- ②「クインスランドミバエに対するさくらんぼ、プラム、ももの低温処理」
処理スケジュール（パラ 35）

【コメント案】

- ①[37] For both schedules, fruit must reach the treatment temperature before treatment exposure time commences. The fruit core temperature should be monitored and recorded, and the temperature should not exceed the stated level throughout the duration of the treatment.
- ②[35] The fruit must reach the treatment temperature before treatment exposure time commences. The fruit core temperature should be monitored and recorded, and the temperature should not exceed the stated level throughout the duration of the treatment.

（仮和訳）

- ①[37] 両方のスケジュールのため、処理開始時間を開始する前に果実は処理温度に到達しなくてはならない。果実 中心 温度はモニターされ記録されるべきであり、その温度は処理時間全体を通じて述べたレベルを超えるべきではない。
- ②[35] 処理開始時間を開始する前に果実は処理温度に到達しなくてはならない。果実 中心 温度はモニターされ記録されるべきであり、その温度は処理時間全体を通じて述べたレベルを超えるべきではない。

【理由】

ISPM42「植物検疫措置としての温度処理の利用の要件」では、果実中心温度を測定するよう明示されていることから、果実の「中心」温度をモニターすることを明示する。

⑤「コドリング、ナシヒメシンクイに対するりんご、ももの蒸熱・ガス置換処理」
処理スケジュール（パラ 34）

【コメント案】

[34] to maintain a fruit core temperature of 44.5 °C or above and relative humidity ~~of between~~ 90% ~~or above and 95%~~ for at least 25 minutes.

（仮和訳）

[34] 少なくとも 25 分間で、果実中心温度を 44.5 度以上、相対湿度を 90% 以上 から ~~95%~~ に維持する

【理由】

相対湿度が 95% を超えても殺虫効果が低下する可能性はないと考えられるため、上限を 95% とする必要はないと考える。また、既存の ISPM28 付属書のうち、蒸熱処理を用いた基準では相対湿度に上限を設けていない。

⑤「コドリング、ナシヒメシンクイに対するりんご、ももの蒸熱・ガス置換処理」
その他の関連情報（パラ 40 後）

【コメント案】

After[40] The schedule was developed using cultivars “XXXX”.

（仮和訳）

[40]後 処理スケジュールは品種 XXXX を用いて設定された。

【理由】

参考情報として、殺虫試験に供試したりんご、ももの品種名を記載することを提案する。
なお、既存の ISPM28 付属書には殺虫試験に供試した果実の品種名が記載されている。

2 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する 我が国の主なコメント案

1 ISPM28 「規制有害動植物に対する植物検疫処理」 付属書

- ⑩ 「ミカンコミバエに対する放射線照射処理」
処理スケジュール（パラ 39）
- ⑫ 「Anastrepha 属ミバエに対する放射線照射処理」
処理スケジュール（パラ 40）

【コメント案】

- ⑩ [39] ~~This treatment should not be applied to fruits and vegetables stored in modified atmospheres because modified atmospheres may affect the treatment efficacy.~~
- ⑫ [40] ~~This treatment should not be applied to fruits and vegetables stored in modified atmospheres because modified atmospheres may affect the treatment efficacy.~~

（仮和訳）

- ⑩ [39] ~~本処理はガス置換により処理効果に影響する可能性があるため、ガス置換条件下で保管された果実や野菜には適用すべきでない。~~
- ⑫ [40] ~~本処理はガス置換により処理効果に影響する可能性があるため、ガス置換条件下で保管された果実や野菜には適用すべきでない。~~

【理由】

ミバエ類では、低酸素条件下においても照射処理による殺虫効果に影響は生じなかったとする科学的データが存在するため、削除を提案する。